

一般名処方加算について

当センターでは、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方を行うことによって医薬品の供給不足等が発生した場合でも必要な医薬品を提供しやすくなります。

また、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を選択した場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として医療給付外の自己負担額が発生します。

岩手県立療育センター所長